

「ELLE GARDEN」事件

知財高裁平成19年5月16日判決
平成18年(ワ)第4029号 商標権侵害差止等請求事件
裁判所HP
キーワード：取引の実情、出所の混同

ロックバンド名「ELLE GARDEN」のTシャツ等への使用が、「ELLE」の商標権侵害、不正競争防止法第2条第1項第1号違反に該当すると判断された事案。

商標的使用の該当性に関し、ライブツアー名が表示されたTシャツについては「Tシャツの背面には、『Bad For Education Tour 2004』との表示と共に、コンサートの日時及び会場と理解される表示があり、その下に、被告標章が表示されているから、これらの間に記述的なつながりを認めることができる。前面の被告標章も、『Bad For Education Tour』のミュージシャンを表示しているものと認識されるものと認められる。したがって、被告標章は、商標として使用されていると認めることはできない。」と認定されたのに対し、「Tour」の文字が表示されていないステッカーについては、「本件ステッカーには、『Bad For Education』と表示されている。上記『Bad For Education』がライブツアー名であることを窺わせる表示はないから、ステッカーという商品の性質自体からステッカーに何らかのメッセージが記載されることが多いことを考慮しても、被告標章は、商標として使用されていると認められる。」と認定した。

また、ポスト・セールス・コンフュージョン等の取引の実情にも言及したうえで、上記で商標的使用に該当すると認定されたステッカーについて、「本件ステッカーの使用態様と原告登録商標とは、外観、称呼及び觀念で類似し、取引の実情を考慮しても、被告標章が音楽活動の主体を意味していることを需要者に想起させるものはないから、これらのステッカーに接した需要者がこれを原告又は原告と経済的若しくは組織的に何らかの関係がある者の業務に係る商品ではないかとその出所について誤認混同するおそれがあると認められる。」と認定した。

弁理士 土生 真之